令 和 7 年 3 月 1 1 日 中山間地域・離島振興特別委員会資料 地域振興部中山間地域・離島振興課

中山間地域の区域指定について

- ・ 令和3年3月12日開催の中山間地域・離島振興特別委員会において、過疎新法の施行や、 区域指定の誤りに伴い中山間地域の要件を満たさなくなった区域について、経過措置として 「令和6年度(第5期中山間地域活性化計画期間中)までは継続して指定」する旨、報告
- ・ 令和6年度末をもって上記経過措置が終了することから、中山間地域の指定を解除する区域に ついて改めて報告するとともに、第6期中山間地域活性化計画の策定にあたって、中山間地域 の定義について、見直しを行うもの
- 1. 中山間地域活性化基本条例施行規則に定める中山間地域の定義(現行) (次のいずれかを満たす地域)
 - 要件1 過疎法で規定される過疎地域(全部過疎地域)及び一部過疎地域
 - 要件2 特定農山村法で規定される特定農山村地域
 - 要件3 辺地法で規定される辺地
 - 要件4 上記に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域
- 2. 経過措置の終了により中山間地域の指定を解除する区域(令和3年3月12日報告)
 - (1) 過疎新法の施行(みなし過疎地域)に伴うもの
 - ·旧浜田市(浜田市)
 - ·旧国府村(浜田市)

※この2区域は、いずれの要件(1~4)にも該当していないため、指定解除されるもの

- (2)「別に定める区域」の指定誤りによるもの
 - ·旧八東村(松江市)
 - · 旧伊野村(出雲市)

※ただし、旧伊野村の一部において、辺地指定により中山間地域に指定される区域がある

3. 中山間地域の定義の見直し(案)

(1) 見直しの内容

現行の中山間地域の定義のうち要件1 (過疎地域) に含まれていない「みなし過疎地域」 を新たに中山間地域に加える

現行	見直し後
(要件 1)	(要件 1)
過疎法で規定される過疎地域(全部過疎地	過疎法で規定される過疎地域(全部過疎地
域)及び一部過疎地域	域)、一部過疎地域及び <u>みなし過疎地域</u>

(2) 見直し理由

- ・「みなし過疎地域」は、国の制度上、過疎対策事業債が発行できるなど、全部過疎地域、 一部過疎地域と同様の支援措置が受けられる一方で、従来、県では中山間地域の区域としていなかったため、「みなし過疎地域」においては、国と県で支援対象が異なる状況
- ・第6期中山間地域活性化計画の策定にあたり、改めて中山間地域の定義について精査し、 要件1の「過疎地域」については、国の支援対象と合わせることが適当と考える

(3) 定義見直し後に中山間地域に指定される区域

・浜田市 (全域)

4. 施行日

令和7年4月1日

(参考) 別に定める区域(準ずる地域)の要件

- ① 準ずる地域の指定は旧市区町村(S25.2.1 時点)単位
- ② 過疎地域に準ずる地域又は特定農山村地域に準ずる地域は、以下の要件で指定する
 - ⑦ 準ずる地域: 高齢者比率又は若年者比率が、過疎地域と特定農山村地域全体の 平均以上又は平均以下の旧市町村
 - <u>① 但し、DID (国勢調査の人口集中地区) を含む旧市町村は除く</u>
- ③ 国勢調査の結果により2回連続して要件に合致しなかった場合、中山間地域(準ずる地域)を解除する

